

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。寒い日が続いておりますので、体調管理にはお気を付けてください。今回は「令和7年度税制改正大綱」より所得税法等の改正内容の一部についてご紹介いたします。

令和7年度税制改正

・所得課税 基礎控除 58 万円・給与所得控除 65 万円に引上げ

政府は2月4日、令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、通常国会へ提出しました。

所得課税では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、「基礎控除」と「給与所得控除」に見直しが行われます。

また、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けることができる「特定親族特別控除」が創設されます。

この改正は、令和7年分の所得税（令和7年末の年末調整）等から適用されます。

改正概要

①基礎控除の見直し

基礎控除の額が最大48万円から最大58万円に10万円引上げられます。

②給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引上げられます。

③特定親族(※)特別控除の創設 ※生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等

居住者が特定親族を有する場合、特定親族特別控除として、その者のその年分の総所得金額等から、特定親族1人につき一定の金額を控除します。控除額は、特定親族の合計所得金額に応じて異なる仕組となります。（例：特定親族の合計所得金額58万円超85万円以下の場合の控除額は63万円）

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

（出典：財務省「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月）
税務通信 3838号 2025年2月10日 より

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350